横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について（改正案概要）

１　改正の趣旨

　　本市では、横浜市立学校の授業料等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第77号）及び横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和26年12月教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）の定めるところにより、横浜市立高等学校の授業料を徴収しています。

このたび、高校授業料無償化のために、国が「高校生等臨時支援金」という補助金を新設しました。

これに伴い、当該補助金を受ける生徒の授業料の徴収方法等を規定するため、規則を改正します。

２　改正概要

1. 徴収の方法及び期限（規則第２条）

　　 規則第２条第４項を改正し、高等学校等就学支援金に限らず、授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収する場合には、同条第１項を適用しないことを規定します。また、文言の整理を行います 。

(2) 徴収の特例（規則第３条）

　　　規則第２条の改正に合わせて、必要な改正を行うとともに文言の整理を行います。

３　施行予定日

　　令和７年９月１日